第１章　計画の基本的事項

第１章　計画の基本的事項

１-１　計画改定の背景・目的

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づき定めるものです。目指す緑の将来像を定め、その実現に向けて、公園・緑地の整備や維持管理、公共公益施設をはじめ民有地も含めた緑化の推進など、市民や団体、事業者などの皆様と一緒に緑のまちづくりに取り組んでいくための指針となる計画です。

郡山市（以下、「本市」という。）では、1994年（H6）の都市緑地法改正を受けて1998年（H10）に郡山市緑の基本計画（以下、「本計画」という。）を策定し、“水と緑があふれるニュー・フロンティア『郡山　グリーン　ルネッサンス　プラン』”をテーマに掲げ、水と緑に託された先人の夢を未来につなげていくこと、そして、市民一人ひとりが豊かな未来都市を感じとれる水と緑を再生・創出することを目的に、様々な取組を推進してきました。

本計画の策定から20年以上が経過するなか、自然や都市公園などを取り巻く環境は大きく変化し、関連する法改正や制度の創設なども進んできました。

❶都市緑地法及び都市公園法の改正、景観緑三法の成立（2004年）
❷人口減少社会の到来（2004年～）
❸東北地方太平洋沖地震（以下、「東日本大震災」という。）（2011年）・令和元年東日本台風（2019年）の発生
❹国連サミットでSDGs＊の採択（2015年）、本市がSDGs未来都市に選定（2019年）、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」への賛同（2019年）
❺都市緑地法等の一部改正（2017年）
❻こおりやま広域圏の形成を推進（2017年～）
❼グリーンインフラ推進戦略の公表（2019年）
❽新型コロナウイルス感染症（COVID-19）＊の世界的流行（2019年～）　など

このような社会情勢の変化を受け、本市においても成熟時代における緑の役割を再考し、将来を見据えた計画の立案が求められていることから、今後の緑の保全・創出・育成に向けた取組を総合的かつ体系的に進めるために本計画を改定します。

都市緑地法
　　第二章　緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画
第四条　市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。

※　＊印の専門用語は、巻末の資料編で用語解説をしている。

◆自然や都市公園などに関する社会情勢の変化

❶都市緑地法及び都市公園法の改正、景観緑三法の成立

●都市緑地法及び都市公園法の改正

⇒「都市緑地保全法」から「都市緑地法」への改正、「都市公園法」の改正。

【都市緑地法】

⇒緑地の保全、緑化の推進に関する新制度が創設され、都市公園の整備方針を緑の基本計画に位置づけ可能に。

【都市公園法】

⇒立体公園・借地公園制度の創設、公園管理者以外の公園施設の設置・管理の要件が大幅に緩和。

●景観緑三法※成立

※景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律の総称

⇒「都市公園の整備」「緑化の推進」「緑地の保全」が一体となった総合的な施策による、緑の創設・保全を目指すための法律が公布。

⇒地域の個性を生かした、美しく緑豊かな景観や環境の実現に向けた取組の重要性の高まり。

❷人口減少社会の到来

⇒本市では2004年（H16）をピークとして人口減少に転じており、集約型都市構造*に向けた都市の再構築が進められている。

⇒都市の再構築にあわせた緑とオープンスペースの再構築が必要であり、公園・緑地を含む社会資本は、量の確保から質の向上へ。

❸東日本大震災・令和元年東日本台風の発生

⇒近年の自然災害は、広域化・激甚化の傾向。両災害では、本市でも人的被害のほか、建物被害、産業被害など多方面で大きな被害が発生。

⇒公園・緑地などにおける避難の場、火災の延焼防止、災害活動の拠点としての役割の高まり（防災機能としての役割）。

郡山市の人口の推移

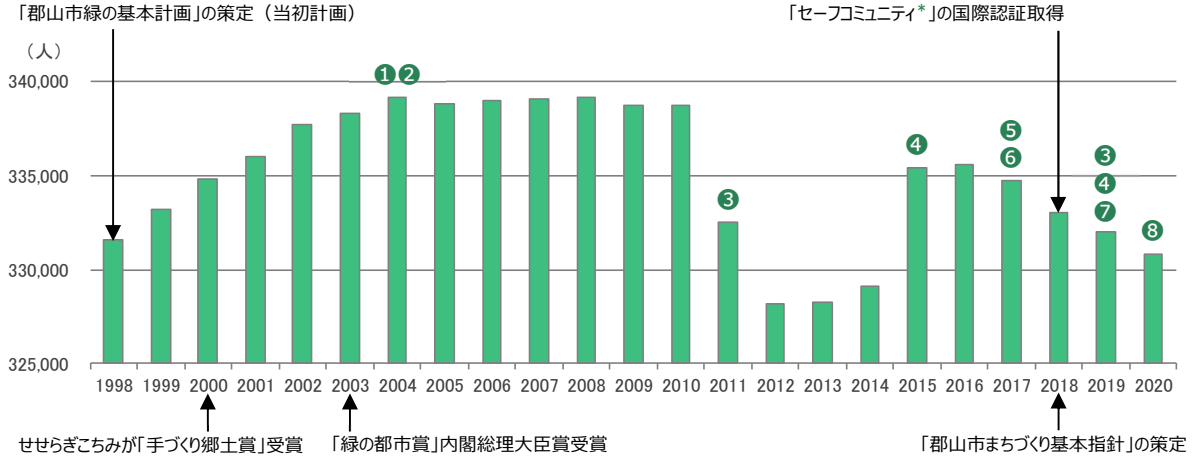

❹国連サミットでSDGsの採択、本市がSDGs未来都市に選定、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」への賛同

⇒2015年（H27）9月に国際社会共通の持続可能な開発目標が国連サミットで採択。2019年（R元）7月に本市は県内で初めて「SDGs未来都市」に選定。

⇒2019年（R元）11月に本市は環境省の進める「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」への賛同を表明。

❺都市緑地法等の一部改正

⇒社会の成熟化、市民の価値観の多様化、社会資本の一定の整備などを背景に、緑とオープンスペースがもつ多機能性を最大限引き出すことを重視する「新たなステージ」への移行。

⇒「ストック効果*をより高める」「民との連携を加速する」「都市公園を一層柔軟に使いこなす」ことを重視した法制度の整備。

❻こおりやま広域圏の形成を推進

⇒人口減少・少子高齢社会にあっても将来にわたり豊かな地域として持続していくことを目指して2017年（H29）11月に第1回連携推進協議会を開催し、連携推進協議会規約を決定。

⇒経済活動や気候変動・災害対応など連携の取組を推進。

❼グリーンインフラ推進戦略の公表

⇒国土交通省は、2019年（R元）7月に「グリーンインフラ推進戦略」を公表。グリーンインフラ*主流化のための環境整備やそのための支援の充実といった取組を推進。

❽新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的流行

⇒2019年（R元）12月に最初の症例が確認されて以降、世界各地で感染が拡大。国内では「新しい生活様式*」が定着し、国土交通省は、2020年（R2）8月に「新型コロナ危機を契機とした新しいまちづくりの方向性」を公表。

⇒テレワーク*に伴う運動不足の解消としての軽スポーツニーズ拡大やリモートワーク*・ワーケーション*の拡大で、自然豊かでゆとりのある地方への移住・二地域居住*などが注目されつつある。

※ グラフは本市の人口推移を示す。人口は各年10月1日現在。2020年については4月1日現在。　出典：郡山市統計書

１-２　計画の位置づけ

本計画は、まちづくりの総合的な方針を示す「あすまちこおりやま（郡山市まちづくり基本指針）」「郡山市都市計画マスタープラン2015」を上位計画として定めます。

また、「郡山市第三次環境基本計画」「郡山市景観づくり基本計画」などと整合を図り、連携しながら進めるものとします。

◆郡山市緑の基本計画の位置づけ

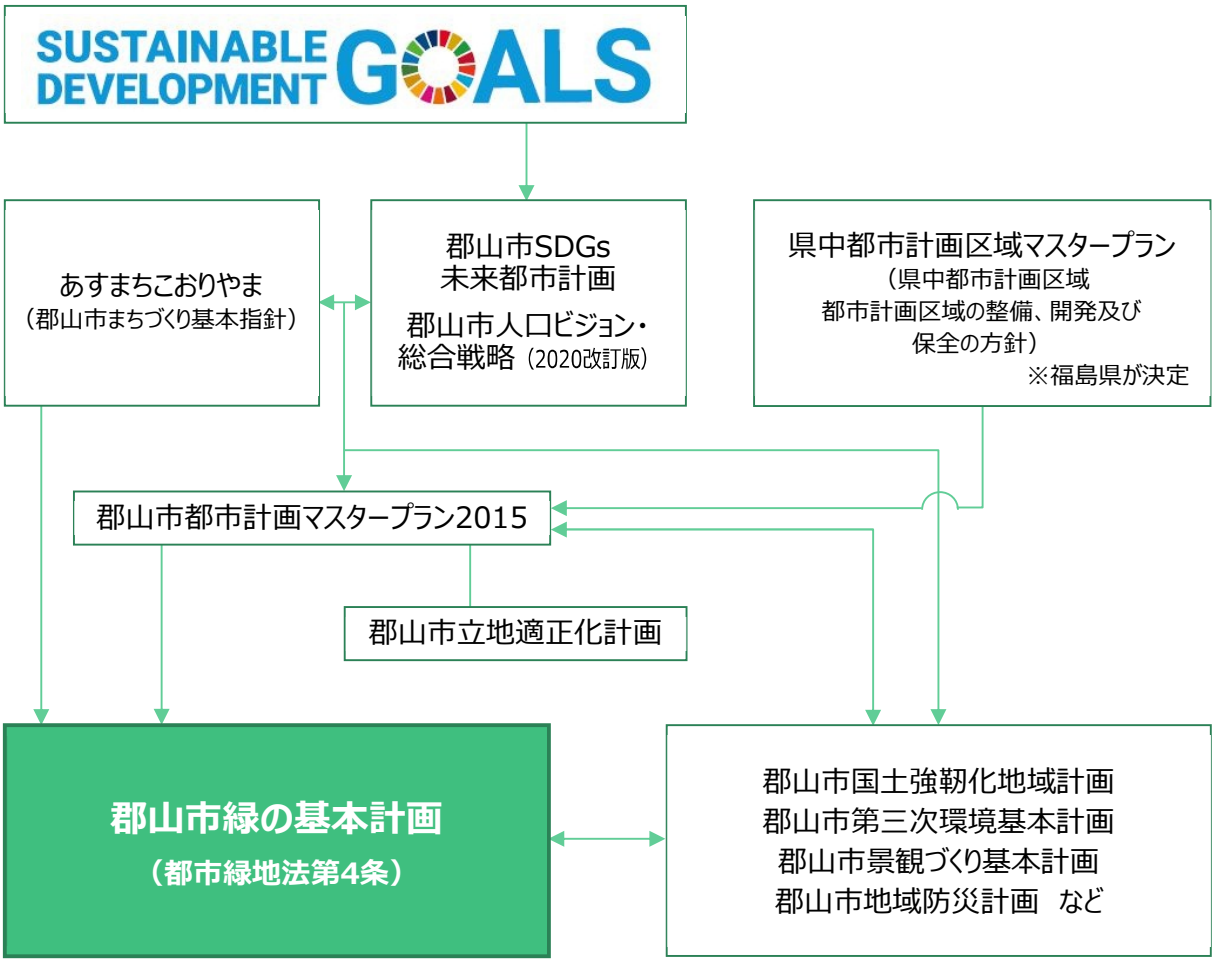

1-3　計画の期間

1998年（H10）に策定した当初計画では、計画期間を20年としていましたが、社会情勢が大きく変動する今日においては、新たな制度の創設や施策の優先度などを見極めながら、柔軟に対応していく必要があります。

また、国際社会の一員として本市が推進しているSDGs*の取組について、そのビジョンを示す「郡山市SDGs未来都市計画」や計画的な都市づくりを進めるための指針となる「郡山市都市計画マスタープラン2015」は2030年（R12）を目標年次としています。本計画に基づく緑のまちづくりは、SDGs*の達成に寄与するものであり、都市計画とも連携して取組を進める必要があります。

以上のことから、本計画は、これらの計画と足並みをそろえるため、10年後の2030年（R12）を目標年次とします。

◆計画期間の関係

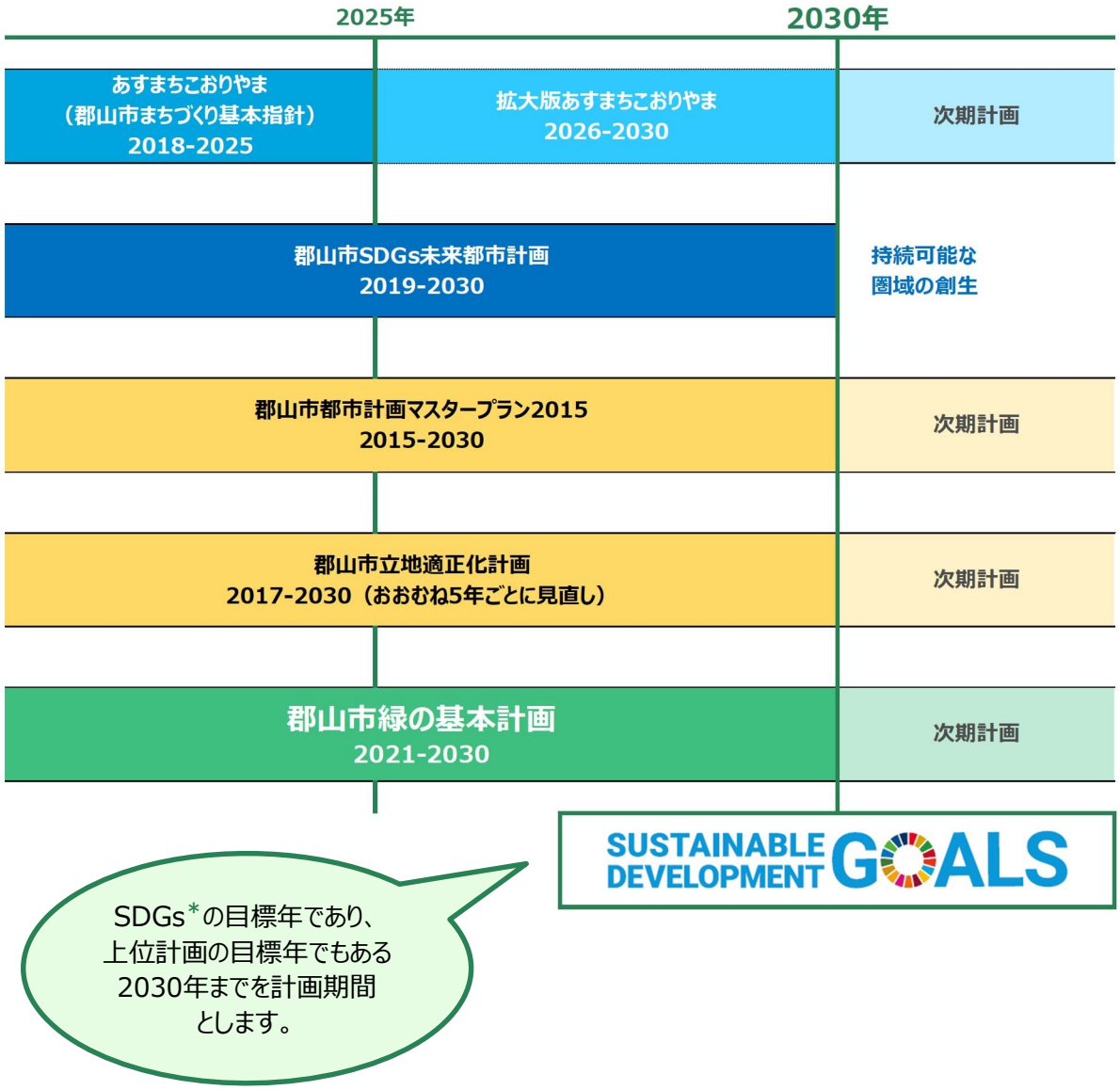

コラム　SDGsの17のゴールと郡山市での取組

○SDGs*とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。2015年（H27）に国連総会で採択された、2016年（H28）から2030年（R12）までの世界共通の目標です。貧困、教育、気候変動、産業やジェンダーなど、17のゴールとそれぞれの下に、より具体的な169項目のターゲットがあります。

○”誰一人取り残さない（no one will be left behind）”社会の実現のために先進国も途上国もすべての国が関わって解決していく目標です。

○本市は、2019年（R元）7月1日、自治体によるSDGs*の達成に向けて優れた取組を行う都市として、県内で初めて「SDGs未来都市」に選ばれています。

○17のゴールのうち、緑の基本計画では主に関連する8つのゴール達成への寄与を目指します。

◆SDGs未来都市こおりやま広域圏の施策コンセプト

SDGsの17ゴールのうち、緑の基本計画では以下の8つのゴール達成への寄与を目指します。

出典：ohan Rockström・Pavan Sukhdev, Stockholm Resilience Centre
（http://www.stockholmresilience.org/research/research-news/2016-06-14-how-food-connects-all-the-sdgs.html）
を参照して郡山市が編集・作成

1-4　計画の対象区域

本計画の対象区域は、都市緑地法の規定を踏まえ都市計画区域*を基本とします。

ただし、本市は都市計画区域外が市域の60%以上を占めており、この地域には本市の緑を考える上で欠かすことのできない要素（奥羽山脈や阿武隈高地、猪苗代湖など）が存在しています。

そのため、都市計画区域外の地域についても必要な方針や施策を位置づけることとします。

◆市域の構成

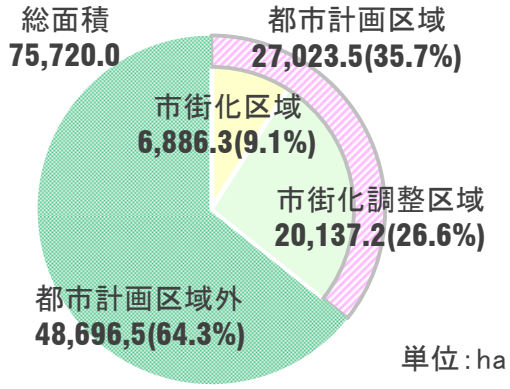

出典：郡山の都市計画

1-5　計画の対象とする緑

本計画では、公有地・民有地を問わず、市内の河川や水辺、農地、樹林地、公園・緑地、街路樹、施設内の緑地（庭、屋上緑化）など、国の管理する山林から身近な植栽まで広く緑として捉え、対象とします。

◆対象とする緑

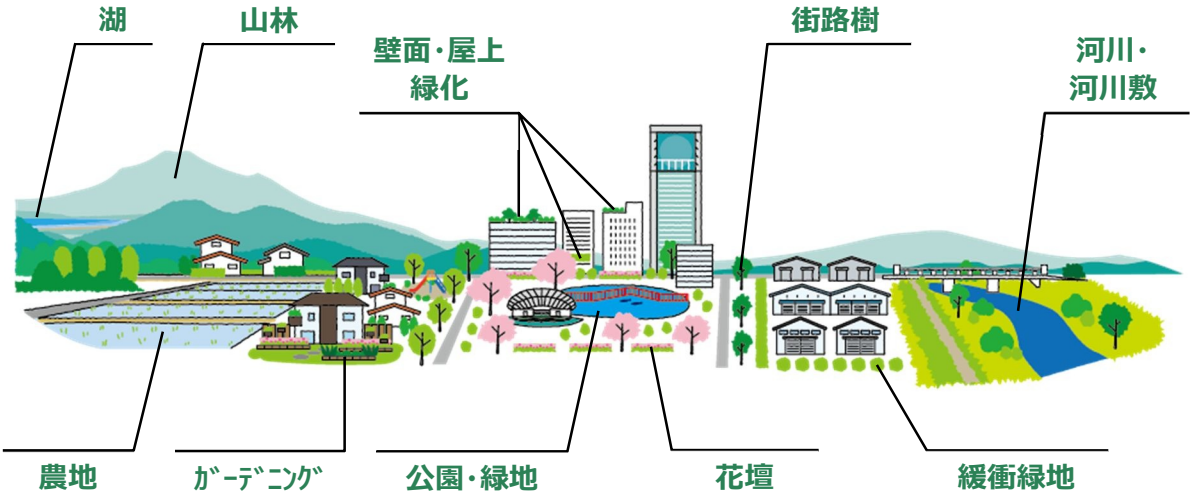

１-６　緑の機能

都市における主な緑の機能は、以下の4系統に分類できます。

本計画では、これら4つの機能を中心に、「グリーンインフラ*としての緑」の整備や保全、活用の基本的方向性を明らかにします。

◆緑の主な機能

環境保全系統

- 動植物の生息・生育環境の保全・創出
- 地球温暖化などの気候変動の緩和
- うるおいのある都市環境の保全・創出　など

防災系統

- 災害時の避難場所、物資輸送などの防災活動拠点
- 火災の延焼防止や遅延
- 保水・浸透による洪水調整、土砂崩壊の防止　など

レクリエーション系統

- レクリエーションやスポーツなどによる体力・健康増進の場
- 学習や文化活動などの余暇活動の場
- 休養・休息の場、コミュニティ形成の場　など

景観系統

- 四季の変化、気候や風土を映し出す要素
- まちや地域を代表する郷土景観の構成要素
- 良好な都市景観の構成要素　など

「グリーンインフラ*としての緑」とは、緑のうち、より自然環境や生態系と同調して多様な機能を発揮し、社会課題の改善に寄与しようとするものです。グリーンインフラ*としての緑の整備や保全、活用は、SDGs*の達成とも関わりの深い取組といえます。
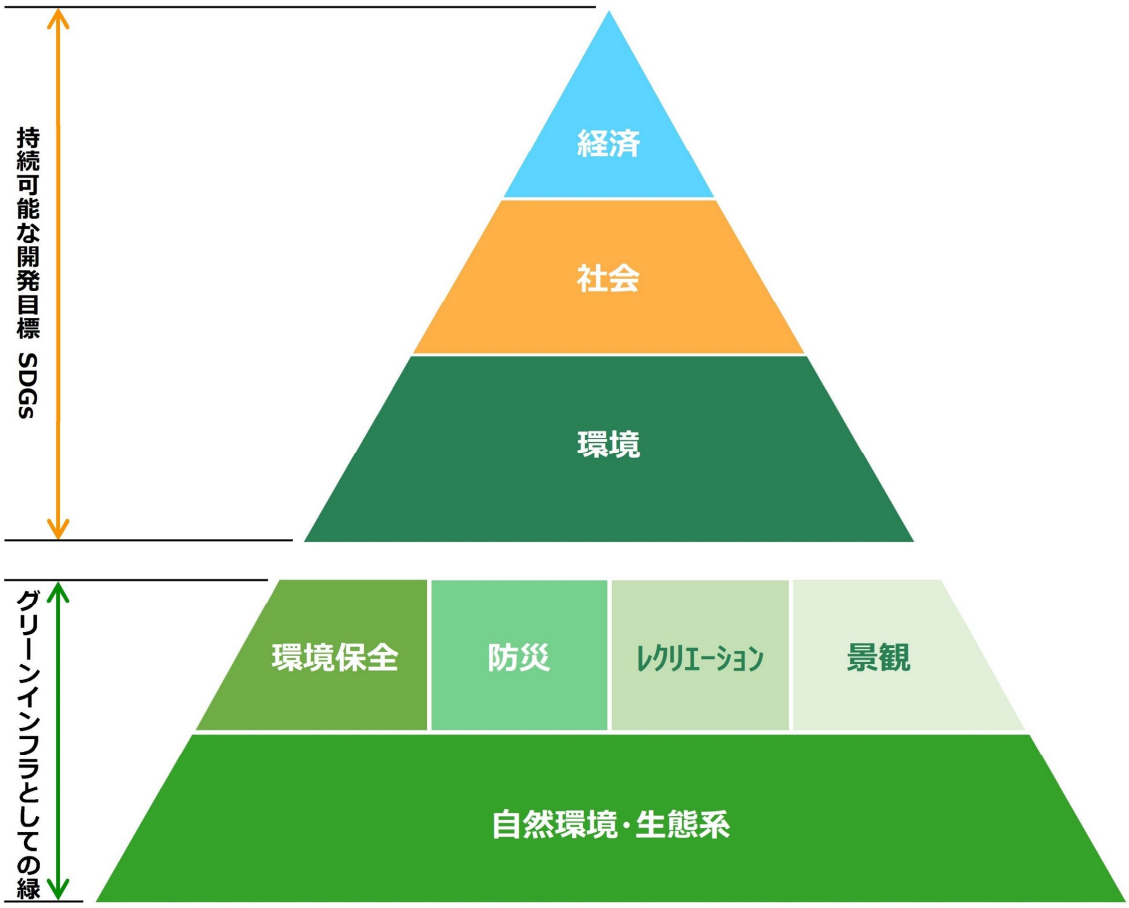
◆グリーンインフラとしての緑と持続可能な開発目標（SDGs）